

三重県業務委託共通仕様書

平成27年11月制定

平成28年11月一部改正

平成29年11月一部改正

平成30年11月一部改正

三 重 県

- (31) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32) 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (33) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (34) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (35) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (36) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に測量業務に着手し、発注者に届け出をしなければならない。この場合において、着手とは現場代理人等が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第5条 測量の基準

測量の基準は、第6条の業務の実施によるほかは、監督員の指示によるものとする。

第6条 業務の実施

- 1 測量業務は三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号及び平成28年国土交通省告示第565号により一部改正）を準用）、三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程を準用）（以下「規程」という。）により実施するものとし、港湾、漁港、漁場の測量業務のうち、第2編港湾・漁港編第3条1項で定める業務については、同条の規定に、林道事業については、第3編林道編の規定に、治山事業については、第4編治山編の規定によるものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

- 2 受注者は、主要な測量業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

第7条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第30条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第31条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、測量業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第13条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第32条 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。ただし、用地測量に関しては、別記（用地）「個人情報の取扱いに関する特記事項（用地測量・用地調査）」を守らなければならない。

第33条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成29年3月31日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - （2）受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - （3）受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

用地調査等業務共通仕様書

目次

第1章 総則	2-1
第1条 趣旨等	2-1
第2条 用語の定義	2-1
第3条 基本的処理方針	2-2
第3条の2 個人情報の取扱い	2-2
第4条 調査対象物件の区分	2-2
第5条 業務従事者及び担当技術者	2-6
第2章 用地調査等業務の基本的処理方法	2-7
第1節 用地調査等業務の実施手続	2-7
第6条 施行上の業務及び心得	2-7
第7条 現地踏査	2-7
第8条 業務計画の策定等	2-7
第9条 監督員の指示等	2-8
第10条 支給品等	2-8
第11条 立入り及び立会い	2-8
第12条 障害物の伐除	2-9
第13条 身分証明書の携帯	2-9
第14条 算定資料	2-9
第15条 監督員への進捗状況の報告	2-9
第16条 成果物の一部提出等	2-9
第17条 成果物	2-10
第18条 検査	2-10
第19条 精度監理対象業務等の対応	2-10
第2節 数量等の処理	2-10
第20条 建物等の計測	2-10
第21条 図面等に表示する数値及び面積計算	2-11
第22条 計算数値の取扱い	2-11
第23条 補償額算定調書に計上する数値	2-11
第24条 補償額等の端数処理	2-12
第3章 権利調査	2-13
第1節 調査	2-13
第25条 権利調査	2-13
第26条 地図等の転写	2-13

第27条	土地の登記記録の調査	2-13
第28条	建物の登記記録の調査	2-13
第29条	墓地管理者等の調査	2-14
第2節	調査書等の作成	2-14
第30条	転写連続図の作成	2-14
第31条	調査書の作成	2-14
第4章	用地測量	2-15
第1節	境界確認	2-15
第32条	公共用地境界の打合せ	2-15
第33条	資料の作成及び立会い	2-15
第34条	境界確定後の図書の作成	2-15
第35条	立会い準備	2-15
第36条	復元測量	2-15
第37条	境界立会いの画地及び範囲	2-16
第38条	境界立会い	2-16
第2節	境界測量	2-17
第39条	作業方法等	2-17
第40条	用地測量の基準点	2-17
第41条	境界測量	2-17
第42条	補助基準点の設置	2-18
第43条	用地境界仮杭の設置	2-19
第44条	境界点間測量	2-19
第3節	土地の面積計算	2-20
第45条	面積計算の範囲	2-20
第46条	土地の面積	2-20
第47条	地目	2-20
第4節	用地実測図等の作成	2-21
第48条	用地実測図の作成	2-21
第49条	用地平面図の作成	2-21
第50条	土地現地調査報告書の作成	2-22
	第50条の2 関係官公庁への手続き等	2-22
第5章	土地評価	2-23
第51条	土地評価	2-23
第52条	土地評価の基準	2-23
第53条	現地踏査及び資料作成	2-23
第54条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	2-24
第55条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	2-24

第14章 地盤変動影響調査等	2-47
第1節 調査	2-47
第141条 地盤変動影響調査	2-47
第142条 調査	2-47
第143条 費用負担の要否の検討	2-47
第2節 算定	2-48
第144条 費用負担額の算定	2-48
第3節 費用負担の説明	2-48
第145条 費用負担の説明	2-48
第146条 概況ヒヤリング等	2-48
第147条 説明資料の作成等	2-48
第148条 権利者に対する説明	2-48
第149条 記録簿の作成	2-49
第150条 説明後の措置	2-49
第15章 写真台帳の作成	2-49
第151条 写真台帳の作成	2-49
第16章 土地調書及び物件調書の作成等	2-50
第152条 土地調書等の作成	2-50
第17章 検 証	2-50
第153条 検 証	2-50
別記1 土地現地調査報告書作成要領	2-51
別記2 成果物一覧表	2-55
別表第1 用地実測図及び用地平面図表示記号	2-64
別表第2 建物平面図等表示記号	2-66
(参考) 用地測量業務フローチャート	2-103
様式一覧表	2-104
参考要領一覧表	2-106

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県が土地等を取得、若しくは使用する（以下「取得等」という。）に当たり、又は工事の施工に起因する地盤変動に伴い生じた損害等に係る事務を処理する際に必要となる測量、調査及び補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

三 「発注者」とは、三重県知事をいう。

四 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

五 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。

六 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

七 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に届け出た者をいう。

八 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、**第5条の規定に基づき**、受注者が定めた者をいう。

九 「契約書」とは、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」に基づいて作成された書類をいう。

十 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表及び質問回答書をいう。

十一 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

十二 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十三 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

十四 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な方針、事項等について示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。

- 十五 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十六 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十七 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十八 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。
- 二十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 二十一 「基準」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和42年7月10日監第743号）をいう。
- 二十二 「運用方針」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和51年9月10日用第276号）をいう。
- 二十三 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・基準細則への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。
- 二十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- 二十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

2 受注者は、三重県の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条の2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記（用地）「個人情報の取扱いに関する特記事項(用地測量・用地調査)」を守らなければならない。

（調査対象物件の区分）

第4条 この仕様書における建物、建物以外の工作物（以下「工作物」という。）及び立竹木に係る調査対象物件は、次の各号に定める区分による。

- 一 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備(キュービクル式受変電設備を除く。)) **太陽光発電設備(建材型)**等)
- (2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調(冷暖房・換気)設備
- (6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備(昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。)
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合はこの限りではない。

三 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 定 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹</p> <p>防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木</p> <p>名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p>

	<p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹林又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者及び担当技術者)

第5条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、発注に係る用地調査等の補償業務ごとに「担当技術者」を定めるものとし、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に、その氏名その他必要な事項を担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により監督員に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の業務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(業務計画の策定等)

第8条 受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画書(様式第5号の1)を策定し、契約締結後14日(休日等を含む)以内に監督員に提出するものとする。

2 前項の業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針
- 三 業務工程表(様式第5号の2)
- 四 業務組織計画(業務内容とその担当者名等を記載)
- 五 打合せ計画
- 六 成果物の品質を確保するための計画(受注者のチェック体制等を記載)
- 七 成果物の内容、部数
- 八 使用する主な図書及び基準
- 九 連絡体制(緊急時含む)
- 十 使用する主な機器
- 十一 その他

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

5 契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。

(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。

なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（監督員の指示等）

第 9 条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち合わせたくて、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録簿（様式第 7 号）に記録し相互に確認するものとする。

（支給品等）

第 10 条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 支給品の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品の引渡しは、支給品引渡通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書（様式第 9 号）を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から 3 日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書（様式第 10 号）及び支給品返納書（様式第 11 号）を監督員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第 11 条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立ち入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第 12 条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第 18 号）を監督員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 13 条 受注者は、発注者から用地調査等業務に従事する者の身分証明書（様式第 19 号）の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

- 2 用地調査等業務に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

第 14 条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第 15 条 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第 17 号）を作成して監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第 16 条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 監督員は、前項で提出した成果物の一部についてその報告を受注者に求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第 17 条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

(成果物)

第 17 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及びページを付す。
 - 四 容易に取りはずすことが可能な方法により綴綴する。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
 - 3 提出する成果物は、別記 2 成果物一覧表に掲げるもので、特記仕様書のとおり提出するものとし、提出部数は、原紙・原図の他、正副各 1 部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県 C A L S 電子納品運用マニュアル」によるものとする。
 - 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 40 条に定める瑕疵担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検 査)

第 18 条 受注者は、検査員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。
- 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。

(精度監理対象業務等の対応)

第 19 条 受注者は、第 16 条第 3 項で仮提出した成果物の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

- 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

第 2 節 数量等の処理

(建物等の計測)

第 20 条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点

以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第21条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第22条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第23条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第

20 条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第 21 条第 3 項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号で算出したものを小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）で計上する。

（補償額等の端数処理）

第 24 条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1 円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100 円未満のとき 1 円未満切り捨て

ロ 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て

ハ 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。

三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100 円未満切り捨てとする。

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第25条 権利調査とは、登記事項証明書等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図等の転写)

第26条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

2 受注者は、前項により作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる図面の転写を行うものとする。

- 一 法務局に提出済みの地積測量図
- 二 公共団体に備える図面
- 三 その他参考となる図面

(土地の登記記録の調査)

第27条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 仮処分、仮差押その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第28条 建物の登記記録の調査は、第26条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(墓地管理者等の調査)

第 29 条 墓地管理者等の調査は、中部地区用地対策連絡協議会（以下「中部用対」という。）の定める改葬の補償及び祭し料調査算定要領（以下「改葬及び祭し料要領」という。）により行うものとする。

第 2 節 調査書等の作成

(転写連続図の作成)

第 30 条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線（赤色で記入する）
- 二 第 27 条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第 31 条 第 27 条及び第 28 条で調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第 20 号の 1、第 20 号の 2）及び建物の登記記録調査表（様式第 21 号の 1、第 21 号の 2）に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

3 墓地管理者等の調査表は、第 29 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

第3節 土地の面積計算

(面積計算の範囲)

第45条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
 - 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 2 一筆の土地が用地取得線にまたがる場合において、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている2筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一団の土地にあっては、当該土地全部をその範囲に含めるものとする。

(土地の面積)

第46条 受注者は、第41条の測量結果を基に、座標求積により土地の面積を求め、面積計算表を作成しなければならない。

土地の面積は、一筆ごとに次のイ又はロの方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる現況地目又は異なる権利者があるときは、先に一筆の土地の総面積を求め、次に評価額の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は総面積から先順位の地目又は権利者の面積の合計を控除して求めるものとする。

この場合において、一筆の土地に異なる地目及び異なる権利者がある場合には、評価額の高いと認められる地目を先順位とする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。

- 2 前項の判断は、監督員の指示によるものとする。
- 3 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 4 受注者は、土地の面積計算を終了したときは、各筆の所有者又は所有権以外の権利者ごとに土地の登記記録調査表（様式第20号の2）及び用地実測図等の内容を整理して取得用地一覧表（様式第25号）を作成するものとする。

(地目)

第47条 受注者は、**不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める現況地目により土地を区分するものとする。**

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図の作成)

第48条 用地実測図の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- 一 用地実測図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、縮尺250分の1を標準として（土地が市街地以外の地域にあるとき等にあつては、監督員の指示により適宜定めることができる。）用地実測図を作成するものとする。
- 二 用地実測図には次の事項から監督員が指示する事項を記入する。
 - (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地、地上権等境界点）の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
 - (2) 面積計算表
 - (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
 - (4) 境界辺長
 - (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
 - (6) 借地境界
 - (7) 用地取得線
 - (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印
 - (9) 市町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
 - (10) 中心杭及び幅杭点の位置
 - (11) 現況地目
 - (12) 道路名及び水路名
 - (13) 建物及び工作物
 - (14) 用地取得の対象となる土地及び残地の面積
 - (15) その他指示された事項
- 三 用地実測図の規格は、日本工業規格A1判を標準とし、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、右上に番号を付するとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。
- 四 用地実測図の作成に当たっては、別表第1に定める用地実測図及び用地平面図表示記号により表示するものとする。
- 五 現況地目が異なる場合は、括弧書きにて現況地目を記入するものとする。

(用地平面図の作成)

第49条 受注者は、用地実測図を基に、用地実測図各葉について連続させた用地平面図等を作成するものとする。

2 用地平面図には、原則として、次の各号の事項を記入する。

- 一 基準点、境界点（官民、所有権、借地、地上権等の境界点）及び境界線
- 二 各筆の地番、現況地目、土地所有者氏名、借地人等氏名及び取得面積

- 三 用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線
- 四 行政界、市町村の名称及び大字、字の名称又は町、丁の名称
- 五 建物及び工作物
- 六 道路名及び水路名
- 七 図面の名称、配置、地図情報レベル、方位、座標線
- 八 測量年月日、計画機関名及び作業機関名及び土地の測量に従事した者の氏名
- 九 その他指示された事項

(土地現地調査報告書の作成)

第 50 条 受注者は、土地現地調査報告書（様式第 26 号の 1）及び参考図（様式第 26 号の 2）を別記 1 「土地現地調査報告書作成要領」に基づいて作成するものとする。

(関係官公庁への手続き等)

第50条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸
手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施す
るため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するも
のとする。

3 受注者は、測量法第 1 4 条（実施の公示）、第 2 1 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第
2 3 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 3 6 条（計画書についての助言）、第
3 7 条（公共測量の表示等）、第 4 0 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員
に提出しなければならない。なお、国土交通省公共測量作業規程第 1 5 条に基づく測量成果の検定
は、原則行わない。

(非木造建物)

第 62 条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

なお、非木造建物要領第 10 条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第 63 条 機械設備の調査は、中部用対の定める機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第 64 条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第 65 条 附帯工作物の調査は、中部用対の定める附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

(庭 園)

第 66 条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳 墓)

第 67 条 墳墓の調査は、**改葬及び祭し料要領により行うものとする。**

(立竹木)

第 68 条 立竹木の調査は、中部用対の定める立竹木調査算定要領（以下「立竹木要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第69条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に木造建物要領により作成するものとする。

(法令に基づく施設改善)

第70条 法令に基づく施設改善の調査書は、第59条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない(このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」

(生産設備)

第 75 条 生産設備の図面及び調査書は、第 64 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要なとなる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第 76 条 附帯工作物の調査表及び図面は、第 65 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第 77 条 庭園の調査書は、第 66 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 78 条 墳墓の図面及び調査書は、第 67 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

(立竹木)

第 79 条 立竹木の図面及び調査書は、第 68 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

第3節 算定

(移転先の検討)

第80条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項（4）第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。また、概算額の積算に必要な、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

4 第3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第69条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第81条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第70条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準細則第15条第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第82条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第71条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第83条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第72条で作成した図面及び調査書を基に当該建物の推定再建築費を積算するものとする。その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第 84 条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 73 条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第 3 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第 85 条 第 80 条第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により第 80 条第 1 項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 80 条第 2 項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第 31 号の 1、第 31 号の 2）

二 面積比較表（様式第 31 号の 3）

三 計画概要比較表（様式第 31 号の 4）

(機械設備)

第 86 条 機械設備の補償額の算定は、第 74 条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第 87 条 生産設備の補償額の算定は、第 75 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第 88 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 76 条で作成した資料を基に附帯工作物要領及び中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(庭園)

第 89 条 庭園の補償額の算定は、第 77 条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

2 前項の内、庭石等の補償額の算定に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(墳墓)

第 90 条 墳墓の補償額の算定は、第 78 条で作成した資料を基に改葬及び祭料要領により行うものとする。

(立竹木)

第 91 条 立竹木の補償額の算定は、第 79 条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 三 仮設組立建物等の資料のリースに関する資料
- 4 前3項の調査に当たっては、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書別記4 営業調査算定要領（以下「営業要領」という。）により行うものとする。

（居住者等に関する調査）

第94条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号及び室番号）
 - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

（動産に関する調査）

第95条 動産に関する調査は、中部用対の定める動産移転料調査算定要領（以下「動産要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書の作成

（調査書の作成）

- 第96条 営業に関する調査書は、第93条の調査結果を基に営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に居住者調査表（様式第33号）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

- 第97条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の指示を得たうえで、行うものとする。
- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。
 - 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。
 - 4 第1項の補償額の算定に当たっては、営業要領により行うものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第98条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第七号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第99条 土地等の権利者等が消費税法第2条第四号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
 - 四 消費税簡易課税制度選択届出書
 - 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
 - 六 消費税課税事業者選択届出書
 - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
 - 八 消費税課税事業者届出書
 - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
 - 十 法人設立届出書
 - 十一 個人事業の開廃業等届出書
 - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
 - 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
 - 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
 - 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
 - 十六 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第100条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」（平成26年3月12日中央用地対策連絡協議会事務局長通知）別添-5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第35号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第101条 予備調査とは、**大規模工場等**の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該**大規模工場等**の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第102条 予備調査に係る**大規模工場等**の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に**大規模工場等**を有している場合には、他**大規模工場等**と当該**大規模工場等**との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転計画案の検討に必要なと認める事項

(敷地使用実態の調査)

第103条 予備調査に係る**大規模工場等**の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第七号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要なと認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第 104 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 60 条から第 62 条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第 105 条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第 2 節 調査書等の作成

(企業概要書)

第 106 条 企業内容等の調査書は、第 102 条の調査結果を基に企業概要書(様式第 36 号の 1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第 107 条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 103 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1

(建物、機械設備等の図面作成)

第 108 条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第 109 条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 102 条から第 105 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第 1 (4) 第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画

第 10 章 移転工法案の検討

第 1 節 調 査

(移転工法案の検討)

第 111 条 移転工法案の検討とは、**大規模**工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業の内容等の調査)

第 112 条 **大規模**工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 106 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に**大規模**工場等を有している場合には、他**大規模**工場等と当該**大規模**工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第 113 条 **大規模**工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 103 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第七号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第114条 企業内容等の調査書は、第112条の調査結果を基に企業概要書(様式第36号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第115条 **大規模**工場等の移転工法案は、第58条から第66条まで、第68条、第112条及び第113条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で、2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
 - 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
 - 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第36号の2)
 - 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第36号の3)
- 2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表(様式第31号の1、第31号の2)
 - 二 面積比較表(様式第31号の3)
 - 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第31号の4)

(補償額の比較)

第116条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1項(4)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

- 2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第117条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第118条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第12章 補償説明

(補償説明)

第119条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第120条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第121条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第122条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理

(事業計画の説明)

第 128 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 129 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 130 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第 131 条 事業認定申請図書は、法第 18 条及び法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「規則」という。）第 2 条並びに第 3 条に定めるところに従うほか、[国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記 5 事業認定申請図書作成要領](#)により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第 132 条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第 133 条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第 134 条 事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、監督員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 135 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 136 条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

よう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 149 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 37 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 150 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

第 15 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 151 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、**動産の種類、形状、収容状況等**が容易にわかるものとする。
 - 四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - 六 第 14 章に定める調査等と合わせて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
 - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

用地測量	境界点間測量	境界測量精度管理表		
	現況測量	用地実測図 用地平面図		家屋・工作物の位置
	用地実測図作成	用地実測図原図 用地平面図原図	ポリエステルシートA 1300番、縮尺1/250を標準とする。	
	用地平面図作成	紙 図	縮尺1/500を標準とする。	
		データファイル 精度管理表 品質評価書 メタデータ		
	面積計算	面積計算書		座標法による。用地実測図余白に記載。
		取得用地一覧表		様式第25号
	土地現地調査報告書作成	土地現地調査報告書 参 考 図		様式第26号の1 様式第26号の2
	永久境界埋設	埋 設 位 置 図 埋 設 位 置 座 標	原則コンクリート杭 12 cm×12 cm×90 cm	写真を含む。
	関係官公庁への手続き等	公共測量実施計画書 (案)		測量法第36条
公共測量成果等の提出について(案)			測量法第40条	
その他の手続書類				
土地評価	土地評価	同一状況地域 区分図		
		取引事例地等 調査表		
		収益事例又は 造成事例調査表		
		判定理由書		
		格差判定基準表		
		標準地調査書		添付図面を含む
		標準地評価調書(案)		
		比準調書(案)		
		残地補償金 算定調書(案)		
		上記のほか「土地評価事務処理要領」「土地評価業務処理要領」による。		

建築物等の調査	生産設備調査	断面図			
		生産設備新設費 (移設費) 積算調査書		機械設備調査に準じて作成	
	附帯工作物調査	附帯工作物調査表		附帯工作物要領参照 様式第1	
		配置図	A3 1/100~1/200		
		詳細図	A3 1/50~1/100		
		その他必要とする図面	A3 1/100~1/200		
		補償額算定書		附帯工作物要領参照 様式第2	
	庭園の調査	平面図			
		工作物調査表		様式第27号	
		立竹木調査表		様式第29号	
	墳墓の調査	工作物調査表		様式第27号	
		墳墓配置図			
	営業その他の調査	営業調査	営業調査 総括表(1)		様式第32号の1
			営業調査 総括表(2)		様式第32号の2
事業概況説明書				個人の場合は、営業概況書とする。	
確定申告書(写)				勘定科目内訳説明書(写)も添付する。	
損益計算書				個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。	
貸借対照表				個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。	
登記簿(法人・商業) の写し					

営業その他 の調査	居住者等に関する調査	居住者等調査表 (自家・家主用)		様式第33号	
	消費税等調査	消費税等調査表		様式第35号、表-1、表-2	
予 備 調 査	企業概要書	企業概要書		様式第36号の1	
		配置図	配置図	1/500又は1/1,000	
		建物、機械設備等の図面作成	平面図、立面図等		
	移転計画案の作成	移転工程表			
		移転計画図	1/500又は1/1,000		
	移転工法案の作成	移転工法(計画)案 検討概要書			様式第36号の2
		移転工法(計画)各 案の比較表			様式第36号の3
		計画概要表 (検討資料)			様式第31号の1
		計画概要表			様式第31号の2
		面積比較表			様式第31号の3
		計画概要比較表			様式第31号の4
		写真撮影 (使用状況)			
	移転計画図	1/500又は1/1,000			
移 転 工 法 案 の 検 討	移転工法案の 作成	企業概要書		様式第36号の1	
		移転工程表			
		移転計画図	1/500又は1/1,000		
		移転工法(計画)案 検討概要書			様式第36号の2
		移転工法(計画)各 案の比較表			様式第36号の3
		計画概要表 (検討資料)			様式第31号の1
		計画概要表			様式第31号の2

様式一覧表

用地調査等業務共通仕様書

No.	様式名称	関係条項	(ページ)	様式ページ
3	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	第2条	(2-1)	3
4-1	担当技術者届	第5条	(2-6)	4
4-2	経歴書	第5条	(2-6)	5
5-1	業務計画書	第8条	(2-7)	6
5-2	業務工程表	第8条	(2-7)	7
7	記録簿	第9条	(2-8)	9
8	支給品引渡通知書	第10条	(2-8)	10
9	支給品受領書	第10条	(2-8)	11
10	支給品精算書	第10条	(2-8)	12
11	支給品返納書	第10条	(2-8)	13
16	電子媒体等納品書	第17条	(2-10)	18
17	用地調査等業務日報	第15条	(2-9)	19
18	障害物伐除報告書	第12条	(2-9)	20
19	身分証明書	第13条	(2-9)	21
20-1	土地の登記記録調査表(一覧)	第31条	(2-14)	22
20-2	土地の登記記録調査表	第31、46条	(2-14, 2-20)	23
21-1	建物の登記記録調査表(一覧)	第31条	(2-14)	24
21-2	建物の登記記録調査表	第31条	(2-14)	25
23	用地測量(境界確認)立会一覧表	第35条	(2-15)	28
24	立会確認書	第38条	(2-16)	29
25	取得用地一覧表	第46条	(2-20)	30
26-1	土地現地調査報告書	第50条	(2-22)	31
26-2	参考函	第50条	(2-22)	32
27	附帯工作物調査表	第76、77、78条	(2-30)	33
31-1	計画概要表(検討資料)	第85、109、115条	(2-32, 2-40, 2-43)	38

No.	様式名称	関係条項 (ページ)	様式ページ
31-2	計画概要表	第85、109、115条 (2-32, 2-40, 2-43)	39
31-3	面積比較表	第85、109、115条 (2-32, 2-40, 2-43)	40
31-4	計画概要比較表	第85、109、115条 (2-32, 2-40, 2-43)	41
32-1	営業調査総括表(1)	第93、96条 (2-34, 2-35)	42
32-2	営業調査総括表(2)	第93、96条 (2-34, 2-35)	43
32-3	従業員調査表	第93、96条 (2-34, 2-35)	44
32-4	仕入先調査表	第93、96条 (2-34, 2-35)	45
33	居住者等調査表	第94、96条 (2-35)	46
35	消費税等調査表	第99、100条 (2-37)	48
36-1	企業概要書	第106、114条 (2-40, 2-43)	51
36-2	移転工法(計画)案検討概要書	第109、115条 (2-40, 2-43)	52
36-3	移転工法(計画)各案の比較表	第109、115条 (2-40, 2-43)	53
37	補償説明記録簿	第124、149条 (2-45, 2-49)	54
38	土地調書	第152条 (2-50)	55
39	物件調書	第152条 (2-50)	56

参 考 要 領 一 覧 表

用地調査等共通仕様書

No.	正 式 名 称	略 称	発 行 所 名
1	改葬の補償及び祭し料調査算定要領	改葬及び祭し料要領	中部地区用地対策 連絡協議会
2	建物移転料算定要領	建 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
3	建物移転料算定要領 別添一木造建物調査積算要領	木 造 建 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
4	建物移転料算定要領 別添二非木造建物調査積算要領	非 木 造 建 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
5	機械設備調査算定要領	機 械 設 備 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
6	附帯工作物調査算定要領	附 帯 工 作 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
7	立竹木調査算定要領	立 竹 木 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
8	用地調査等業務共通仕様書 別記4 営業調査算定要領	営 業 要 領	国土交通省 中部地方整備局
9	動産移転料調査算定要領	動 産 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
10	用地調査等業務共通仕様書 別記5 事業認定申請図書作成要領	—	国土交通省 中部地方整備局
11	地盤変動影響調査算定要領	地 盤 変 動 影 響 調 査 算 定 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会

主要技術基準及び参考図書

H30.8現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
[1] 共 通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準 [2009改訂版]	土木学会	H21. 2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 平成21年改訂版	全日本建設技術協会	H22. 4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 平成13年改訂版	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械化協会	H18. 2
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H12. 3
11	土木工事共通仕様書	国土交通省	H30. 3
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H29. 3
13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21. 11
14	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10
15	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H28. 3
16	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29. 4
17	公共測量 作業規程の準則 解説と運用(地形測量及び写真測量編) (基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	H28. 3
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H28. 3
19	農林水産省農村振興局測量作業規程	農林水産省農村振興局	H28. 5
20	三重県CALS電子納品運用マニュアル	三重県	H29. 4
21	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11
22	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5
23	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5
24	電子納品運用ガイドライン 【業務編】	国土交通省	H28. 3
25	電子納品運用ガイドライン 【測量編】	国土交通省	H28. 3
26	電子納品運用ガイドライン 【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3
27	2012年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25. 3
28	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27. 10
29	2013年制定コンクリート標準示方書【ガムコンクリート編】	土木学会	H25. 10
30	2013年制定コンクリート標準示方書【土木学会規準編および関連規準】 【JIS規格集】	土木学会	H25. 11
31	2013年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25. 10
32	2012年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25. 3
33	2012年制定コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25. 3
34	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28. 3
35	CAD製図基準	国土交通省	H29. 3
36	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
37	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28. 3
38	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
39	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 4
40	2016年制定トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説	土木学会	H28. 8

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
41	2016年制定トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土 木 学 会	H28. 8
42	2016年制定トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土 木 学 会	H28. 8
43	地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	S57. 3
44	地中構造物の建設に伴う近接施工指針 (改訂版)	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	H11. 2
45	日本下水道協会規格 (JSWAS) シールド工用標準セグメント (A-3, 4)	日 本 下 水 道 協 会	H13. 7
46	除雪・防雪ハンドブック (除雪編)、(防雪編)	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H16.12
47	軟岩評価—調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4.11
48	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	地 盤 工 学 会	H24. 5
49	グラウンドアンカー施工のための手引書	日 本 ア ン カ ー 協 会	H15. 5
50	ジェットグラウト工法技術資料	日 本 ジェットグラウト協会	H23. 9
51	ジェットグラウト工法 (積算資料)	日 本 ジェットグラウト協会	H23. 9
52	大深度土留め設計・施工指針 (案)	先 端 建 設 技 術 セ ン タ ー	H 6.10
53	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建 設 省 土 木 研 究 所	H 4. 3
54	薬液注入工法の設計施工指針	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	平成元.6
55	薬液注入工法設計資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
56	薬液注入工積算資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
57	近接基礎設計施工要領 (案)	建 設 省 土 木 研 究 所	S58. 6
58	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日 本 火 災 報 知 器 工 業 会	H19. 7
59	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会	H26. 5
60	防災設備に関する指針 電源と配線及び非常用の照明装置 2004年版	日 本 電 設 工 業 協 会	H16. 9
61	昇降機設計・施工上の指導指針	日 本 建 設 設 備 ・ 昇 降 機 セ ン タ ー	H 3
62	日本建設機械要覧 2016年版	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H28. 3
63	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック (第3版)	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H13. 2
64	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H25.11
65	[新訂] 建設副産物適正処理推進要綱の解説	建 設 副 産 物 リ サ イ ク ル 広 報 推 進 会 議	H14.11
66	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会	毎年発行
67	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
68	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】 第2.3版	国 土 地 理 院	H26. 4
69	地すべり観測便覧	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H24. 5
70	地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年度版)	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H19.11
71	「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌビロ、クマカ、材カー」	環 境 省	H24.12
72	環境省大気常時監視マニュアル第6版	環 水 ・ 大 気 環 境 省 局	H22. 3
73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編	環 境 省 庁	H11. 6
74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編 (道路に関する地域)	環 境 省 庁	H12. 4
75	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 4.0.1	環 水 ・ 大 気 環 境 省 局	H29. 3
76	改訂解説・工作物設置許可基準	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10.11
77	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国 土 地 理 院	H26. 4
78	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国 土 地 理 院	H28. 4
79	製品仕様書等サンプル 水準測量	国 土 地 理 院	H28. 4
80	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国 土 地 理 院	H26. 4
81	製品仕様書サンプル 撮影 (標定点の設置、撮影、同時調整)	国 土 地 理 院	H26. 4

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
82	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国 土 地 理 院	H26. 4
83	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国 土 地 理 院	H26. 4
84	製品仕様書等サンプル 応用測量	国 土 地 理 院	H26. 4
85	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国 土 地 理 院	H29. 11
86	土木工事数量算出要領 (案)	国 土 交 通 省	H30
87	土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)	国 土 交 通 省	H30
88	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H24. 5
89	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国 土 地 理 院	H27. 7
90	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国 土 地 理 院	H27. 7
91	マルチ GNSS 測量マニュアル (案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国 土 地 理 院	H27. 7
92	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院	H25. 6
93	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省	H20. 4
94	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針 (案)	国 土 交 通 省	H21. 4
95	公共事業における色彩検討の手引き	中部地方整備局景観アドバイザー会議	H21. 3
96	三重県景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H19. 12
97	三重県景観計画解説書	三 重 県 県 土 整 備 部	H19. 12
98	三重県景観色彩ガイドライン	三 重 県 県 土 整 備 部	H20. 4
99	三重県公共事業等景観形成ガイドライン(案)	三 重 県 県 土 整 備 部	H23. 3
100	熊野川流域景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H27. 1
101	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚 生 労 働 省	H27. 6
102	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領 (案)	国 土 交 通 省	H28. 3
103	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28. 7
104	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29. 3
105	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	改訂河川計画業務ガイドライン	日 本 河 川 協 会	H 2. 4
2	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国 土 交 通 省	H26. 4
3	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国 土 交 通 省	H16. 3
4	建設省河川砂防技術基準(案) 設計編(I・II)	建 設 省	H 9. 10
5	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国 土 交 通 省	H27. 3
6	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会	H12. 1
7	河川土工マニュアル	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H21. 4
8	増補改訂 (一部修正版) 防災調節池等技術基準 (案) 解説と設計実例	日 本 河 川 協 会	H19. 9
9	流域貯留施設等技術指針 (案) 一増補改訂版一	雨 水 貯 留 浸 透 技 術 協 会	H19. 4
10	柔構造樋門設計の手引き	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10. 12
11	揚排水ポンプ設備技術基準	国 土 交 通 省	H26. 3
12	揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説	河 川 ポ ン プ 施 設 技 術 協 会	H27. 2
13	仮締切堤設置基準(案)	国 土 交 通 省 河 川 局 治 水 課	H26. 12
14	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H13. 5
15	堤防余盛基準について	建 設 省 河 川 局 治 水 課	S44. 1
16	水管橋設計基準	日 本 水 道 鋼 管 協 会	H11. 6
17	河川事業関係例規集	日 本 河 川 協 会	毎年発行
18	河川関係法令例規集(加除式)	第 1 法 規	—

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
19	護岸の力学的設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11
20	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5.6
21	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5.10
22	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
23	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
24	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会	H14.1
25	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
26	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
27	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4
28	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1
29	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H 3.8
30	自然に配慮した川づくりの手引き(案)	三重県	H15.10
31	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
32	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
33	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8
34	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3
35	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
36	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3
37	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
38	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3
39	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
40	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
41	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7
42	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1
43	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
44	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4
45	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
46	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3
47	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
48	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10
49	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5
50	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省河川局、国土交通省港湾局	H28.4
51	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
52	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18.1
53	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H16.6
54	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
55	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6.3
56	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1
57	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3
58	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.1
59	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
60	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16. 6
61	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3
62	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21. 6
63	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26. 3
64	海岸施設設計便覧(2000年版)	土 木 学 会	H12.11
65	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H 7. 4
66	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H3. 3
67	海岸保全施設構造例集	全 国 海 岸 協 会	S57.3
68	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日 本 マ リ ー ナ ビ ー チ 協 会	H17.10
69	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日 本 港 湾 協 会	H30. 3
70	数字で見る港湾 2017	日 本 港 湾 協 会	H29. 7
71	港湾調査指針(改訂)	日 本 港 湾 協 会	S62.6
72	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
73	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日 本 港 湾 協 会	S52.3
74	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全 国 漁 港 協 会	H 4.11
75	漁港海岸事業設計の手引	全 国 漁 港 漁 場 協 会	H25.11
76	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全 国 漁 港 漁 場 協 会	H28. 3
77	砂防技術指針(案)	三 重 県 県 土 整 備 部	H29. 4
78	砂防関係法令例規集	全 国 治 水 砂 防 協 会	H28.11
79	砂防指定地実務ハンドブック	全 国 治 水 砂 防 協 会	H13. 2
80	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 6. 9
81	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 3. 1
82	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全 国 治 水 砂 防 協 会	S59.10
83	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 砂 防 部	H19. 2
85	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H28. 4
86	土石流・流木対策設計技術指針解説	国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H28. 4
87	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部	H24. 3
88	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部	H26. 6
89	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
90	新・斜面崩壊防止の設計と実例 —急傾斜地崩壊防止工事技術指針—	全 国 治 水 砂 防 協 会	H19. 9
91	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H20. 5
92	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部	H20. 1
93	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部	H24. 3
94	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部	H24. 3
95	砂防関係施設点検要領(案)	国 土 交 通 省 砂 防 部 保 全 課	H26. 9
96	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国 土 交 通 省	H28. 3
97	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部	H24. 3
98	土砂災害防止に関する基礎調査の手引き・運用マニュアル	三 重 県 県 土 整 備 部	H26. 4
99	土砂災害防止法に使用する数値地図ガイドライン(案)	砂防フロンティア整備推進機構	H27. 6

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
100	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	H27. 2
101	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17. 6
102	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17. 7
103	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4
104	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19. 4
105	火山噴火に起因する土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25. 3
106	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22. 2
107	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24. 4
108	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土 木 研 究 所	H25. 1
109	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土 木 研 究 所	H24. 6
110	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土 木 研 究 所	H21. 1
111	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土 木 研 究 所	H20.12
112	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土 木 研 究 所	H20.11
113	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土 木 研 究 所	H17. 7
114	集落雪崩対策工事技術指針	雪 セ ン タ ー	H 8. 2
115	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H 4. 4
116	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9
117	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建 設 省	S60. 9
118	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
119	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国 土 交 通 省	H28. 3
120	ダム・堰施設技術基準(案)	国 土 交 通 省	H28. 3
121	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダ ム ・ 堰 施 設 技 術 協 会	H28.10
122	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダ ム ・ 堰 施 設 技 術 協 会	H13.12
123	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダ ム ・ 堰 施 設 技 術 協 会	H11.10
124	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダ ム ・ 堰 施 設 技 術 協 会	H12. 8
125	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダ ム ・ 堰 施 設 技 術 協 会	H12. 6
126	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国 土 交 通 省	H27. 3
127	(第2次改訂)ダム設計基準	日 本 大 ダ ム 会 議	S53. 8
128	ダム基礎地質調査基準	日 本 大 ダ ム 会 議	S51. 3
129	ダム構造物管理基準 改訂	日 本 大 ダ ム 会 議	S61.11
130	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1
131	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3
132	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15. 7
133	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H元. 4
134	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6
135	多目的ダムの建設	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H17. 6
136	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H22. 7
137	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7
138	ダムの地質調査	土 木 学 会	S62. 6
139	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会	H 4. 4

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
140	原位置岩盤試験法の指針—平板載荷試験法— —せん断試験法— —孔内載荷試験法—	土 木 学 会	H12. 12
141	軟岩の調査・試験の指針 (案) ～1991年版～	土 木 学 会	H 3. 11
142	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)	建 設 省 河 川 局	H26
143	試験湛水実施要領 (案)	国 土 交 通 省	H11. 10
144	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 6
145	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 2
146	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)	国 土 交 通 省	H21. 7
147	水門鉄管技術基準 ・ 第5回改訂版 (水門扉編) -付解説- ・ 第5回改訂版 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・ 接合編) -付解説- ・ FRP (M) 水圧管編	電 力 土 木 技 術 協 会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
148	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き (平成23年改訂版)	電 力 土 木 技 術 協 会	H23. 3
149	農地防災事業便覧 平成10年度版	農 地 防 災 事 業 研 究 会	H11. 1
150	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H11. 4
151	河川堤防設計指針	国 土 交 通 省 河 川 局	H19. 3
152	河川堤防構造検討の手引き	(財) 国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H24. 2
153	ドレーン工設計マニュアル	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局	H25. 6
154	水文観測業務規程	国 土 交 通 省	H29. 3
155	水文観測業務規程細則	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局	H29. 3
156	水文観測データ統計処理要領	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局	H26. 3
157	水文観測データ品質照査要領	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局	H26. 3
158	水文観測	全 日 本 建 設 技 術 協 会	H14
159	絵でみる水文観測	中 部 建 設 協 会	H13. 9
160	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土 木 研 究 所	H28. 6
161	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒 地 土 木 研 究 所	H24. 3
162	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 治 水 課	H28. 3
163	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財) リバーフロント整備センター	H12. 3
[3] 道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建 設 省	S60 .9
2	道路環境影響評価要覧 (1992年版)	道 路 環 境 研 究 所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日 本 道 路 協 会	H27. 6
4	第7次改訂 道路技術基準通達集—基準の変遷と通達	ぎ よ う せ い	H14. 3
5	林道規程—運用と解説—	日 本 林 道 協 会	H23. 8
6	全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) —般交通量調査実施要領 交通調査編	国 土 交 通 省	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建 設 省 土 木 研 究 所	H 2. 2
8	自転車道等の設計基準解説	日 本 道 路 協 会	S49. 10
9	自転車道必携	自 転 車 道 路 協 会	S60. 3
10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日 本 道 路 協 会	H25. 6
11	交通工学ハンドブック2014	交 通 工 学 研 究 会	H25. 12
12	クロソイドポケットブック (改訂版)	日 本 道 路 協 会	S49. 8
13	道路の交通容量	日 本 道 路 協 会	S59. 9
14	道路の交通容量1985	交 通 工 学 研 究 会	S62. 2
15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
16	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編 第3版	交 通 工 学 研 究 会	H19. 7

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
17	平面交差の計画と設計-応用編- 2007	交通工学研究会	H19.10
18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6
21	道路環境影響評価の技術手法 (平成24年年度版)	国土技術政策総合研究所、 土木研究所	H25. 3
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6
24	道路土工-盛土工指針 (平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4
25	道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年度版)	日本道路協会	H24. 8
26	道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
27	道路土工-擁壁工指針 (平成24年度版)	日本道路協会	H24. 7
28	道路土工-カルバート工指針 (平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3
29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H26. 8
30	補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル 第4回改訂版	土木研究センター	H26. 8
31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12
32	アダムウォール (補強土壁) 工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 9
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル (鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23. 3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年 改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年 改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3
37	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10
39	道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	日本道路協会	H29.11
40	道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.11
41	道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部 材編)	日本道路協会	H29.11
42	道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	日本道路協会	H29.11
43	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	日本道路協会	H29.11
44	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
45	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
46	鋼道路橋施工便覧 (改訂版)	日本道路協会	H27. 4
47	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
48	杭基礎設計便覧 (平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27. 3
49	杭基礎施工便覧 (平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27. 3
50	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12
51	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24. 4
52	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
53	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
54	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
55	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンク リートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10
56	道路橋支承標準設計 (ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
57	道路橋支承標準設計 (すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
58	道路橋伸縮装置便覧	日 本 道 路 協 会	S45. 4
59	道路橋支承便覧	日 本 道 路 協 会	H16. 4
60	鋼道路橋防食便覧	日 本 道 路 協 会	H26. 3
61	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日 本 道 路 協 会	H 2. 6
62	鋼橋の疲労	日 本 道 路 協 会	H 9. 5
63	道路橋補修便覧	日 本 道 路 協 会	S54. 2
64	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日 本 道 路 協 会	H 3. 7
65	小規模吊橋指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 4
66	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 2
67	道路橋床版防水便覧	日 本 道 路 協 会	H19. 3
68	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日 本 道 路 協 会	S62. 1
69	鋼構造架設設計施工指針〔2012年版〕	土 木 学 会	H24. 6
70	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土 木 学 会	H 5. 3
71	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土 木 学 会	H 5. 7
72	・橋の美 I -道路橋景観便覧 ・橋の美 II -道路橋景観便覧 ・橋の美 III -橋梁デザインノート	日 本 道 路 協 会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5
73	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(平成20年改訂版)	日 本 道 路 協 会	H20.10
74	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日 本 道 路 協 会	H15.11
75	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H13.10
76	道路トンネル維持管理便覧	日 本 道 路 協 会	H 5.11
77	道路トンネル維持管理便覧【本土工編】(改訂版)	日 本 道 路 協 会	H27. 6
78	道路トンネル維持管理便覧【付帯施設編】(改訂版)	日 本 道 路 協 会	H28.11
79	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日 本 道 路 協 会	H21. 2
80	道路トンネル安全施工技術指針	日 本 道 路 協 会	H 8.10
81	シールドトンネル設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H21. 2
82	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H13. 9
83	舗装設計施工指針 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
84	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日 本 道 路 協 会	H 4.12
85	舗装設計便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
86	舗装施工便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
87	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日 本 道 路 協 会	H 8.10
88	舗装再生便覧 平成22年版	日 本 道 路 協 会	H22.11
89	砂利道の歴青路面処理指針	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S59. 9
90	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S61. 9
91	舗装再生便覧	日 本 道 路 協 会	H22.11
92	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S57. 7
93	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	H27. 3
94	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19. 3
95	道路設計要領	国土交通省中部地方整備局	H20.12 H26. 3
96	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	N E X C O	H29. 7
97	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年度	国 土 交 通 省	H27. 3
98	併用軌道構造設計指針	日 本 道 路 協 会	S37. 5
99	舗装性能評価法-必須および主要な性能指標の評価法編-	日 本 道 路 協 会	H25. 4
100	舗装性能評価法-必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日 本 道 路 協 会	H20. 3
101	道路維持修繕要綱(改訂版)	日 本 道 路 協 会	S53. 7
102	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日 本 道 路 協 会	H22. 1
103	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H18. 9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
104	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H19. 3
105	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日 本 道 路 協 会	H23. 1
106	落石対策便覧	日 本 道 路 協 会	H29. 12
107	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H28. 3
108	道路土工構造物技術基準	国 土 交 通 省	H27. 3
109	道路防雪便覧	日 本 道 路 協 会	H 2. 5
110	共同溝設計指針	日 本 道 路 協 会	S61. 3
111	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 6. 3
112	共同溝耐震設計要領（案）	建 設 省 土 木 研 究 所	S59.10
113	キャブシステム技術マニュアル（案）解説	開 発 問 題 研 究 所	H 5. 8
114	防護柵の設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H28. 12
115	車両用防護柵標準仕様・同解説	日 本 道 路 協 会	H16. 3
116	道路標識設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S61. 1
117	視線誘導標設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S59.10
118	道路照明施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H19.10
119	道路・トンネル照明器材仕様書	建 設 電 気 技 術 協 会	H28. 3
120	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国 土 交 通 省	H27. 3
121	道路反射鏡設置指針	日 本 道 路 協 会	S55.12
122	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S60. 9
123	道路標識ハンドブック（2012年版）	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25. 2
124	路面表示ハンドブック	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25
125	駐車場設計・施工指針 同解説	日 本 道 路 協 会	H 4.11
126	料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日 本 道 路 協 会	H11. 9
127	（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	日 本 み ち 研 究 所	H29. 11
128	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日 本 み ち 研 究 所	H29. 11
129	平成21年度道路環境センサ調査要領	道 路 局 地 方 道 環 境 課、 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H21. 6
130	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	H19. 1
131	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8
132	道路防災総点検要領 [地震]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8
133	防災カルテ作成・運用要領	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8.12
134	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H19. 9
135	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H16. 3
136	橋梁定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H26. 6
137	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H28. 12
138	ずい道等建設工事における換気技術指針	建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会	H24. 3
139	道路管理施設等設計指針（案）道路管理施設等設計要領（案）	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H15. 7
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局	H25. 7
141	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国 土 交 通 省 都 市 局 ・ 道 路 局	H28. 3
142	ラウンドアバウトマニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H28. 4
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局 警 察 庁 交 通 局	H28. 7
〔4〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会（JEM）規格	日 本 電 機 工 業 会	—
2	（解説）電気設備の技術基準 最終改正	経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院	H28. 9
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日 本 電 気 協 会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成29年版	国 土 交 通 省	H29. 3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 11
6	建築設備設計基準 平成27年版	国 土 交 通 省	H27. 3
7	公共建築工事標準仕様書〔建築工事編〕平成28年版	国 土 交 通 省	H28. 3
8	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成28年版	国 土 交 通 省	H28. 6
9	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成28年版	国 土 交 通 省	H28. 3
10	電気設備工事監理指針	公 共 建 築 協 会	H28. 10
11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建 設 電 気 技 術 協 会	H12. 3
12	通信鉄塔設計要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
14	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
15	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H29. 9
16	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H29. 11
17	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H30. 1
18	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H18. 11
19	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H18. 11
20	機械工事塗装要領(案)・同解説	国 土 交 通 省	H22. 3
21	機械工事共通仕様書(案)	国 土 交 通 省	H29. 3
22	機械工事管理基準(案)	国 土 交 通 省	H29. 3
23	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国 土 交 通 省	H27. 3
24	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国 土 交 通 省	H27. 3
25	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国 土 交 通 省	H30. 3
26	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国 土 交 通 省	H28. 3
〔5〕 土地改良関係			
1	土地改良事業計画設計基準・計画	農 業 農 村 工 学 会	—
2	土地改良事業計画設計基準・設計	農 業 農 村 工 学 会	—
3	土地改良事業計画指針	農 業 農 村 工 学 会	—
4	土地改良事業設計指針	農 業 農 村 工 学 会	—
5	よりよき設計シリーズ ここが知りたいQ&A	農 業 農 村 整 備 情 報 総 合 セ ン タ ー	H15. 3
6	頭首工の魚道	農 業 農 村 工 学 会	H26. 3
7	鋼構造計画設計技術指針 水門扉編	農 業 土 木 事 業 協 会	H21. 3
8	鋼構造計画設計技術指針 小型水門扉編 利用の手引き	農 業 土 木 事 業 協 会	H22. 3
9	鋼構造計画設計技術指針 小水力発電設備編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	S61. 4
10	鋼構造計画設計技術指針 除塵設備編	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 3
11	電気設備計画設計技術指針 高低圧編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H19. 3
12	電気設備計画設計技術指針 特別高圧編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H20. 3
13	ゴム布引製起伏堰施設技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H19. 3
14	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 3
15	バルブ設備計画設計技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H20. 3
16	農業用施設機械設備更新技術及び保全技術の手引き	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 6
17	建築設備耐震設計・施工指針 2014年版	日 本 建 築 セ ン タ ー	H26. 9
18	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公 共 建 築 協 会	H 8. 11
19	水管理制御方式技術指針 計画設計編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H25. 3
20	農業農村整備事業計画作成便覧	地 球 社	H15. 8
21	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日 本 建 築 学 会	H22. 2
22	農業農村工学ハンドブック	農 業 農 村 工 学 会	H22. 8
23	施設機械工事等施工管理基準	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H19. 7
24	美の里づくりガイドライン	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	H16. 8
25	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	H19. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
26	機械工事塗装要領(案)・同解説	国 土 交 通 省	H21. 3
〔6〕 下水道関係			
1	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国 土 開 発 技 術	—
2	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全 国 陶 管 工 業 組 合	—
3	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 協 会	—
4	下水道推進工法の指針と解説	日 本 下 水 道 協 会	H17. 2
5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日 本 下 水 道 協 会	H18. 8
6	下水道施設耐震計算例ー管路施設編ー	日 本 下 水 道 協 会	H13. 4
7	下水道施設耐震計算例ー処理場ポンプ場編ー	日 本 下 水 道 協 会	H14. 8
〔7〕 上水道関連			
1	水道施設設計指針(2012年版)	日 本 水 道 協 会	H24. 7
2	水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)	日 本 水 道 協 会	H21. 7
3	水道用プレストレストコンクリート管設計施工指針・解説(1998年版)	日 本 水 道 協 会	H10
4	水道維持管理指針(2006年版)	日 本 水 道 協 会	H18. 7
5	水道用バルブハンドブック(1987年版)	日 本 水 道 協 会	S62. 4
6	〇〇年度版 水道事業実務必携	全 国 簡 易 水 道 協 議 会	毎年改訂
〔8〕 工業用水道関係			
1	工業用水道施設設計指針・解説(2004年版)	日 本 工 業 用 水 協 会	H16. 1
2	工業用水道維持管理指針(1993年版)	日 本 工 業 用 水 協 会	H 5.10
3	工業用水道工事設計標準歩掛表(H17年度)	日 本 工 業 用 水 協 会	H17. 6
〔9〕 治山林道関係			
1	治山林道必携・設計積算編	日 本 治 山 治 水 協 会	—
2	林道規程ー運用と解説ー	日 本 林 道 協 会	H23. 8
3	林道必携(技術編)	日 本 林 道 協 会	H23. 8
4	民有林林道事業実施設計書作成基準	三 重 県	—
5	治山技術基準解説 総則・山地治山編	日 本 治 山 治 水 協 会	H21.10
6	治山技術基準解説 保安林整備編	日 本 治 山 治 水 協 会	H12. 7
7	治山技術基準解説 地すべり防止編	日 本 治 山 治 水 協 会	H25.10
8	治山技術基準解説 防災林造成編	日 本 治 山 治 水 協 会	H16.12
9	三重県治山事業設計基準	三 重 県	—
10	森林土木木製構造物施工マニュアル	林 野 庁	—
11	民有林補助治山事業全体計画作成等要領	林 野 庁	H14. 6
〔10〕 自然公園関係			
1	自然公園等施設技術指針	環 境 省	H30. 5
2	自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)	環 境 省	H28. 4
3	自然公園等工事工種体系ツリー(自然公園編)	環 境 省	H28. 9
4	自然公園における法面緑化指針	環 境 省	H27.10
5	自然公園における法面緑化指針解説編	環 境 省	H27.10
6	光害対策ガイドライン	環 境 省	H18. 2

注意：最新版を使用するものとする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

1) 砂防堰堤・床固工形式の選定

砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。

2) 比較案作成

選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。

1) 本體工設計

配置設計の検討結果に基づき、本體、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。

2) 基礎工検討

砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、**必要に応じた対策工**の検討を行う。

3) 景観検討

自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

第4103条魚類調査第2項(6)に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 砂防計画資料
 - 1) 当該流域に関する砂防調査資料
 - 2) 砂防施設配置計画検討資料
 - 3) 既往施設の計画諸元等
- (2) 測量調査資料
 - 1) 地形図（縮尺 1/1,000～1/5,000）
 - 2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/1,000～1/5,000）
 - 3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第 4304 条 砂防堰堤及び床固工詳細設計

1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第 4103 条魚類調査第 2 項(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

- 1) 地質条件
地質調査資料を基に、地形、地盤強度、地質条件の確認、整理を行う。
- 2) 設計条件
計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。
- 3) 環境条件
環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。

(4) 施設設計

1) 本體工設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は、以下のとおりとする。

- ① 本堰堤
- ② 副堰堤
- ③ 水叩き
- ④ 側壁護岸

- ⑤ 床固工
 - ⑥ 流末処理工
 - ⑦ 魚道工
- 2) 基礎工設計
 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には、必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。
- 3) 景観設計
 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。
- (5) 施工計画及び仮設構造物設計
- 1) 施工計画
 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。
- 2) 仮設構造物設計
 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。
- (6) 数量計算
 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (7) 照査
 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
 - 2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
 - 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。
 - 4) 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。
- (8) 総合検討
 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。
- (9) 報告書作成
 第 4103 条魚類調査第 2 項(6)に準ずるものとする。
3. 貸与資料
 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
- (1) 砂防計画資料
- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
 - 2) 砂防施設配置計画検討資料
 - 3) 既往施設の計画諸元等
 - 4) 砂防堰堤・床固工予備設計資料
- (2) 測量調査資料
- 1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）
 - 2) 縦断図（縮尺縦 1/200, 横 1/1,000）
 - 3) 堆砂地横断図（縮尺 1/100～1/200）
 - 4) 主・副堰堤縦断図（縮尺 1/100～1/200）
 - 5) 主・副堰堤横断図（縮尺 1/100～1/200）

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

1) 予備設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)地質条件検討 (2)設計条件検討 (3)環境条件検討		
配置設計	(1)砂防堰堤・床固工形式の選定 (2)比較案作成		
施設設計検討	(1)本体工設計、設計計算、 一般構造図面、概算数量 (2)基礎工検討 (3)景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1)施工計画検討 (2)転流工概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	構造図	1:100~1:500	

2) 詳細設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1)地質条件 (2)設計条件 (3)環境条件		
施設設計検討	(1)設計計算書 (2)付属構造物の検討 (3)基礎工の検討 (1)本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2)基礎工設計 (3)景観設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造 物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

(2) 溪流保全工の設計

1) 予備設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	(1) 法線計画 (2) 床固工・帯工の配置 (3) 縦断計画 (4) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 施設構造、基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工法の検討 (1) 施工計画検討 (2) 転流工検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000	
	(4) 横断図	1:100~1:400	
	(5) 標準構造図 ・溪流保全工断面図 ・床固工構造図 ・帯工構造図 ・護岸工構造図	1:50~1:200	

2) 詳細設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1)設計諸元 (2)計画断面 (3)床固工、帯工の基本構造 (4)地形地質条件・環境条件		
施設設計検討	(1)設計計算 (2)設計図作成 (3)護岸工付帯構造物設計 (4)景観設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造 物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1:1,000	
	(3)縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)地形・地質条件 (2)設計条件 (3)工種・工法の検討 (4)構造物の位置の検討 (5)環境検討		
配置設計	(1)構造・材料・高さの検討 (2)配置案の検討		
施設設計検討	(1)設計計算 (2)基本図作成 (3)数量算出 (4)景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1)施工計画の検討 (2)転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1)全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2)全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3)標準構造図	1:50~1:200	

2) 土石流対策工詳細設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1)地質条件 (2)設計条件 (3)環境条件		
施設設計検討	(1)附属構造物の検討設計計算 (2)設計図作成 (3)附属施設の設計 (4)景観設計		
施工計画概要書	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1/1,000	
	(3)縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	
	(6)施工計画図	1:100~1:1,000	

3) 流木対策工予備設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)地形・地質条件 (2)設計条件 (3)工種・工法の検討 (4)構造物の位置の検討 (5)環境検討		
配置設計	(1)構造・材料・高さの検討 (2)配置案の検討		
施設設計検討	(1)設計計算 (2)基本図作成 (3)数量算出 (4)景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1)施工計画の検討 (2)転流工の概略検討		
照査	(1)照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1)全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2)全体縦断図	縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000	
	(3)標準構造図	1:50~1:200	

4) 流木対策工詳細設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)基本事項の検討		
	(2)施設構造の検討		
施設設計検討	(1)付属構造物の検討		
	(2)基礎工の検討		
	(3)施工の検討		
	(4)各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1)施工法の検討		
	(2)仮設計画の検討		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1)課題整理		
	(2)今後の解決事項		
基本図面	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1:1,000	
	(3)縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	
	(6)施工計画図	1:100~1:1,000	

(4) 護岸工の設計

1) 予備設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 地形地質条件 (3) 環境条件		
配置設計	(1) 形式・規模・構造の検討 (2) 配置案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 標準構造図作成 (3) 概算数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000	

2) 詳細設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 計画諸元 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 仮設構造物設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画		
	(2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

(5)山腹工の設計

1) 予備設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2)工種、工法の検討 (3)構造物の位置 (4)地形地質条件 (5)環境条件		
配置設計	配置案作成		
施設設計検討	(1)斜面安定計算、設計計算 (2)基本図面 (3)景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画		
照査	照査報告書費		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目		
予備設計図面	(1)全体位置図 (2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500	

2) 詳細設計の成果物 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1)設計条件の検討 (2)配置設計・構造諸元 (3)地形地質条件 (4)環境条件		
施設設計	(1)設計計算 (2)設計図作成 (3)景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1:1,000	
	(3)縦断図	1:100~1:500	
	(4)横断図	1:10~1:500	
	(5)構造図	1:50~1:100	
	(6)付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7)仮設工詳細図	1:50~1:200	

標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断面図

実測横断面図に基づき、横断勾配（施設内、道路部）、水路、用地幅杭など記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 諸施設規模決定根拠
- 4) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路休憩施設予備設計成果一式
- (2) 道路詳細設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式

第 7 節 一般構造物設計

第 6422 条 一般構造物の区分

1. 一般構造物設計は以下の区分により行うものとする。
 - (1) 一般構造物予備設計
 - (2) 一般構造物詳細設計
 - (3) 落石防護柵詳細設計
 - (4) 一般構造物基礎工詳細設計

第 6423 条 一般構造物予備設計

1. 業務目的

道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4) の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は 2) の擁壁・補強土・U型擁壁及び、3) 法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に報告すると共に、指示を受けるものとする。

- 1) 門型ラーメン・箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土、U型擁壁
- 3) 法面工（場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック）
- 4) 覆工（ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター）

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 比較形式選定

受注者は、比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督員と協議の上、比較案 3 案を選定するものとする。

(5) 概略設計計算

受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大曲げモーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。

(6) 基礎工検討

受注者は本体工の比較 3 案に対して、既成杭の中から適応すると思われる 1 案を選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。受注者は、その他の基礎工の検討に当たっては、監督員に提案し、指示を受けてこれを行うものとする。

(7) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、比較 3 案について概算数量を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載するものとする。

- 1) 側面図
- 2) 平面図
- 3) 断面図
- 4) 主要点高さ
- 5) 交差条件
- 6) 建築限界
- 7) 設計条件（使用材料、許容応力度、荷重条件）

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料の作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は(7)で作成した概略設計図に基づき比較 3 案の概略数量を算定し、第 1211 条設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

(10)比較一覧表の作成

受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い最適構造形式を明示するものとする。

(11)照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 構造形式決定経緯と選定理由
- 4) 主要断面の設計計算結果
- 5) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計報告書（概略、予備、詳細設計）
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断面図
- (4) 対外協議資料

第 6424 条 一般構造物詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお 4) 覆工、5) 雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。

- 1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土・・・逆 T 式擁壁、重力式擁壁、U 型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工
- 3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工
- 4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター
- 5) 雪崩予防施設

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6423 条一般構造物予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、基礎工設計を行うものとする。

(5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

(6) 設計計算

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

- ・もたれ擁壁
- ・井桁式擁壁
- ・大型ブロック積擁壁
- ・補強土
- ・場所打ち法枠工
- ・アンカー付き場所打ち法枠工

(7) 設計図

受注者は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

第 8 章 橋梁設計

第 1 節 橋梁設計の種類

第 6801 条 橋梁設計の種類

橋梁設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 橋梁設計
- (2) 橋梁拡幅設計
- (3) 橋梁補強設計

第 2 節 橋梁設計

橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えに際して実施する橋梁の設計に適用する。

第 6802 条 橋梁設計の区分

橋梁設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁予備設計
- (2) 橋梁詳細設計

第 6803 条 橋梁予備設計

1. 業務目的

橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案 3 案を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 拡幅工法比較案の選定

受注者は、拡幅構造としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する拡幅工法比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（拡幅構造の安定性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、竣工時点の基準に基づいた復元設計を行い、拡幅設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(7) 設計計算

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、既設部・拡幅部の主要構造部材の概算応力計算及び概略断面検討を行い、拡幅部材の決定を行うものとする。

(8) 設計図

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、拡幅部材の主要断面形状、拡幅工法の判る一般図及び拡幅部材の基本構造図を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 拡幅工法比較一覧表の作成

受注者は、拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ、拡幅工法比較一覧表を作成するものとする。拡幅工法比較一覧表には、拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適拡幅工法案を明示するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置、及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、**橋梁位置図、既設部・新設部を明示した一般図**、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、景観検討について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 座標計算

受注者は、座標計算について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(10) 架設計画

受注者は、架設計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(11) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(13) 橋梁附属物等の設計

受注者は、橋梁附属物等の設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(14) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に既設橋については、健全度を把握するための情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。結合部等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び附属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく拡幅工法決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント

- 5) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
 - 6) 主要材料、工事数量の総括
 - 7) 施工段階での注意事項・検討事項
3. 貸与資料
- 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
- (1) 既設橋梁位置図
 - (2) 既設橋梁の設計成果
 - (3) 橋梁拡幅予備設計成果
 - (4) 道路線形計算書
 - (5) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
 - (6) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
 - (7) 道路拡幅設計報告書
 - (8) 地質調査報告書
 - (9) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
 - (10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料
 - (11) 幅杭設計成果

第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここには含まないものとする。

第6808条 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

第6809条 橋梁補強予備設計

1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 既設橋の照査

受注者は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。

(5) 補強工法比較案の選定

受注者は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合および現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(6) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する補強工法比較案に対して、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(5)に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

(7) 復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(8) 設計計算

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強規模の決定を行うものとする。

(9) 設計図

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強断面形状・補強工法の判る一般図ならびに基本構造図を作成するものとする。

(10) 概算工事費

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 補強工法比較一覧表の作成

受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法比較一覧表を作成するものとする。補強工法比較一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。

(12) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に補強工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎の補強工法ならびにその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面
- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 補強工法比較一覧表

受注者は、仮設構造物設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(11) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(12) 橋梁附属物等の設計

受注者は、橋梁附属物等の設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(13) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 補強工法選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説）
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁補強予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁補強予備設計等設計協議資料

第5節 成果物

第6811条 成果物

受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示、又は承認を受けた場合は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」によるものとする。

表6.8.1 橋梁設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
概略設計計算書		—	応力及び安定計算	
その他参考資料等		—		
橋梁詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーンリング位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1:50～1:500	
		上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパ―図・PC鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1:20～1:100	杭・ウィル・ケーツ等
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
	参考図	適宜	架設計画図	
	数量計算	数量計算書	—	材料表・塗装面積溶接延長等
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
橋梁拡幅予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
その他参考資料等		—		
橋梁拡幅詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	橋種・設計条件・地質図
		線形図	適宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1:50~1:500	
		上部工構造詳細図	1:20~1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパ-図・PC 鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20~1:100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1:20~1:100	杭・ウィル・ケ-ソン等
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
	<u>参考図</u>	<u>適宜</u>	<u>施工計画図</u>	
	数量計算	数量計算書	—	材料表・塗装面積
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

表 6.8.3 橋梁補強設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
橋梁補強予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
概略設計計算書		—	応力及び安定計算	
その他参考資料等		—		
橋梁補強詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	橋種・設計条件・地質図 ボルト位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標・適宜
		構造一般図	1:50~1:500	
		上部工構造詳細図	1:20~1:100	主桁・横桁・増桁対傾構・主 構・床組・床版補強・桁連結・ PC 鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20~1:100	沓座拡幅・橋脚巻立
		基礎工構造詳細図	1:20~1:100	橋台・橋脚基礎補強
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
		参考図	適宜	施工計画図
	数量計算	数量計算書	—	材料表・塗装面積
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	適宜
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

様 式 集

※ 各共通仕様書巻末の様式一覧表で必要様式を確認し、使用すること。

No.	様 式 名 称	ページ
1	委 託 業 務 着 手 届	1
2	現場代理人等選任(変更)通知書	2
3	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	3
4-1	担 当 技 術 者 届	4
4-2	経 歴 書	5
5-1	業 務 計 画 書	6
5-2	業 務 工 程 表	7
6	委 託 業 務 打 合 せ 簿	8
7	記 録 簿	9
8	支 給 品 引 渡 通 知 書	10
9	支 給 品 受 領 書	11
10	支 給 品 精 算 書	12
11	支 給 品 返 納 書	13
12	再委託(変更等)申出書	14
13	再委託について	15
14	履 行 体 系 図	16
15	事 故 報 告 書	17
16	電 子 媒 体 等 納 品 書	18
17	用 地 調 査 等 業 務 日 報	19
18	障 害 物 伐 除 報 告 書	20
19	身 分 証 明 書	21
20-1	土地の登記記録調査表(一覧)	22
20-2	土地の登記記録調査表	23
21-1	建物の登記記録調査表(一覧)	24
21-2	建物の登記記録調査表	25
—	—	26
—	—	27
23	用地測量(境界確認)立会一覧表	28
24	立 会 確 認 書	29
25	取 得 用 地 一 覧 表	30
26-1	土 地 現 地 調 査 報 告 書	31
26-2	参 考 図	32

No.	様 式 名 称	ページ
27	附 帯 工 作 物 調 査 表	33
—	—	34
—	—	35
—	—	36
—	—	37
31-1	計 画 概 要 表 (検 討 資 料)	38
31-2	計 画 概 要 表	39
31-3	面 積 比 較 表	40
31-4	計 画 概 要 比 較 表	41
32-1	営 業 調 査 総 括 表 (1)	42
32-2	営 業 調 査 総 括 表 (2)	43
32-3	従 業 員 調 査 表	44
32-4	仕 入 先 調 査 表	45
33	居 住 者 等 調 査 表	46
—	—	47
35	消 費 税 等 調 査 表	48
36-1	企 業 概 要 書	51
36-2	移 転 工 法 (計 画) 案 検 討 概 要 書	52
36-3	移 転 工 法 (計 画) 各 案 の 比 較 表	53
37	補 償 説 明 記 録 簿	54
38	土 地 調 査 書	55
39	物 件 調 査 書	56
40	工 損 調 査 等 業 務 日 報	57
41	建 物 等 調 査 一 覧 表	58
42	建 物 等 調 査 書 (平 面 図 、 立 面 図 等)	59
43	損 傷 調 査 書	60
44	写 真 集	61
45	説 明 記 録 簿	62
46	コ ス ト 縮 減 留 意 書	63
47	リ サ イ ク ル 計 画 書 (概 略 設 計 ・ 予 備 設 計)	64
48	リ サ イ ク ル 計 画 書 (詳 細 設 計)	65
49	成 果 物 作 成 要 領	66

別記（用地）

個人情報の取扱いに関する特記事項（用地測量・用地調査）

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を発注者の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

（作業場所等の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下、「作業場所」という。）とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（収集の制限）

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、発注者が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第7条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（教育の実施）

第8条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、発注者の承諾を得て受注者が再委託する場合には、受注者は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託先との契約内容にかかわらず、発注者に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 受注者は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 受注者は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

- 二 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を選められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 受注者は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、発注者の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受注者は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 受注者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、発注者と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(罰則規定)

第 19 条 当業務委託で個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱に係る三重県個人情報保護条例の規定に違反したときは、罰則の適用があるので、留意すること。